

官報

号外
平成十九年六月十五日

○第百六十六回 会衆議院會議録 第四十四号

平成十九年六月十五日(金曜日)

議事日程 第三十七号

平成十九年六月十五日

(午後一時開議)

第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

河村建夫君の故議員松岡利勝君に対する追悼演説

説

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

電子記録債權法案(内閣提出)

午後二時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

議員松岡利勝君は、去る五月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。松岡利勝君に対する弔詞は、議長において十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに農林水産委員長の要職にあたられた農林水産大臣議員松岡利勝君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員松岡利勝君に対する追悼演説

○議長(河野洋平君) この際、弔意を表するため、河村建夫君から発言を求められております。これを許します。河村建夫君。

(河村建夫君登壇)

○河村建夫君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員松岡利勝先生は、去る五月二十八日、逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

農林水産大臣の重職にあつて、「攻めの農政」の陣頭指揮に当たつておられた中での突然の訃報に、言葉もなく、ただただ今もって信じがたい思いであります。御遺族の御心痛はいかばかりかと察するに余りあります。

私は、ここに、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

松岡利勝先生と私は、私の方が若干年上ではあります。同じように、安倍晋三総理のお父様であります安倍晋太郎先生の御教導を仰ぎながら、平成二年二月の第三十九回衆議院議員総選挙で初当選した同期の間柄であります。

松岡先生とは、初当選して間もない平成四年十二月、日本農業の根幹、国民生活の土台である米、水田を守ることを目標に、日本の農業を守る特別行動議員連盟を結成いたしました。

平成五年三月、松岡先生を団長とする我が党議員六名の第一次訪米団に私も団員として参加し、日米間の懸案となつてきた米の輸入自由化問題について、アメリカ側に対し、新ラウンド交渉における我が国の立場への理解を求めるなど、実に戦略的な交渉を行いました。

その際、訪米団は二名ずつ三班に分かれてアメリカ議会下院の議員会館に乗り込み、私は松岡先生とともに下院議員五名と会談をいたしました。中でも、アメリカの米どころ、アーカンソー州の出身で、農業問題に関しクリントン大統領のブレーンでもあったソーントン下院議員との会談は大変厳しいものとなりました。

しかし、松岡先生は、「粘り強く頑張つて交渉を続けていけば、必ず解決の道は開かれる」との

信念に基づいて、気迫のこもった交渉をされました。日本の農林水産業の発展にかける松岡先生の強い信念と抜群の行動力、指導力は、ソーントン下院議員をして、「松岡先生はハードネゴシエーターだ」と言わしめるほどで、松岡先生は、当選一回にして既に、我が国農政の第一人者たる風格があつたのであります。私には、それがつい昨日のことにように、鮮やかに、懐かしく思い出されます。

松岡利勝先生は、昭和二十年二月二十五日、世界最大級のカルデラを誇る阿蘇山の雄大で静かな自然の中、熊本県阿蘇町、現在の阿蘇市にお生まれになりました。戦中戦後の、食べ物も乏しく、貧しい時代でありましたが、子供たちはみんな仲よく元氣いっぱい遊び、物はなくても心の豊かな時代でありました。

御実家は農業を営まれ、松岡先生は、幼少のころから御両親を助けて、田植えから稲刈り、家畜の世話や夏の炎天下での下草刈りといった手伝いを一生懸命にされました。そうした手伝いを通じて、子供ながらに、農業の厳しさ、大切さを胸に刻むとともに、御両親の御苦労、大変さを知り、御両親への感謝の思いを強くされました。また、一つのことをみんなで取り組むことの大事さに深く思いをいたされたのであります。お世話になつた方を大切にされる細やかな心遣いは、農業の手伝いをされる中で、幼いころから培われてきたのであります。

長じて、松岡先生は、御地元の伝統校、熊本県立済々黌高等学校から、鳥取大学に進学をされました。当時、御実家では農業のほかに林業を営まれ、おじ上が営林署にお勤めであつた関係もあつ

て、お父上の勧めにより、大学は林学科のある農学部を選ばれたのであります。

松岡先生は、高校、大学ともに空手部に入学をされ、文武両道をきわめられました。大学四年生のときには、主将として、多くの部員の模範たる立場でありました。

当時、鳥取大学空手部は地元の千代川で正月の寒げいこを行っていましたが、あるとき、現代の若者を題材とするテレビ取材を受けて、松岡先生は、部員とともに日本海での寒げいこに挑まれました。川でやっているのを海でやるだけだと気楽に引き受けられた松岡先生でありましたが、冬の鳥取砂丘はいてつき、夏とは違って、幾ら走っても海岸線が近づいてこない。やつとこのことで海岸にたどり着き、海に入って空手の型を披露し始めたところ、冬の日本海の冷たさはこんなに厳しいものかと、ほかの部員を思いやり、身にしました。うであります。しかし、取材陣と一度交わした約束だからと、最後までこの寒げいこをやり通したそうであります。このころから、松岡先生は約束を大事にする方でありました。

松岡先生は、昭和四十四年、鳥取大学卒業後、農林省に入省され、北海道の天塩管林署長、秋田管林局長、林野庁課長補佐等を歴任されました。中でも、二十代後半、農林大臣官房企画室で係長をされていたころの若き松岡先生は、技術系、事務系の枠や、農業、林業、畜産業、水産業という分野の枠での縄張り意識の強かった農林省の中にあって、この枠を乗り越えなければ我が国の農林水産業の将来はないとの強い思いを持っておられました。そうした中で、中川一郎先生を初め、多くの政治家の薫陶を受けられたことが、政

治を志すきっかけになったと伺っております。

また、当時、農林大臣であった安倍晋太郎先生が、食料危機的な背景があつたその時代に、恐らく我が国で初めての「攻めの農政」という言葉を使われました。自分たちの持つていっているもののよさをも一度見直して、今までにない新たな領域、分野を開拓し、攻めていく意欲、この安倍晋太郎農林大臣の「攻めの農政」の言葉が、政治家松岡利勝先生の農政に対する信念、すなわち、「攻めの農政を展開していくことが農林水産業を発展させる道である」との強い信念につながっていったのであります。

こうして政治への志を強くされた松岡先生は、ふるさと阿蘇への思いを胸に、昭和六十三年、林野庁広報官を最後に農林水産省を退官され、平成二年、衆議院議員総選挙に立候補、見事に初陣を飾られました。

その後、松岡先生は、連続六回の当選を果たされ、「真実一語」、「お世話になった人を大切に」を信条に、我が国の農林水産業が直面する課題に精力的に取り組む、数多くの功績を残されました。

本院におきましては、主に、農林水産委員会、予算委員会の委員、理事として御活躍になり、平成十一年から十二年にかけては、農林水産委員長として、公正かつ円満な委員会運営に尽力をされ、大いにその職責を果たされました。

また、内閣においては、平成七年には農林水産政務次官として、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による新たな国際環境の中で、農業を魅力ある産業として確立し、食料の国内供給力を確保するための対策の具体化に精力的に取り組まれ

ました。平成十三年には、初代の農林水産副大臣に就任され、新しい食料・農業・農村基本法に基づく新たな農業政策の構築に尽力されるところに、森林、林業、木材産業政策の見直しや、新たな水産基本政策の確立にも指導力を発揮されました。

さらに、自由民主党においても、農林水産関係議員の中核として、農産物貿易交渉や鳥インフルエンザ対策など、国民生活に直結する重要な問題の解決に尽力されてこられました。

そして、平成十八年九月、松岡先生は、安倍内閣の農林水産大臣に就任されました。農林省の係長当時、農林大臣であつた安倍晋太郎先生の「攻めの農政」という言葉に感銘を受けられてから三十余年、その御息である安倍晋三総理から農林水産大臣を拝命されるというめぐり合わせ。松岡先生は、言葉が出ないくらいに感激をされ、頑張ってお役に立ちたいとの思いを安倍総理に伝えられたと聞いております。

農林水産大臣就任後、直ちに、松岡先生は、農林水産業の潜在能力を最大限に発揮させ、二十一世紀の戦略産業にすべく、その具体的な道筋を示されました。「おいしく、安全な日本産品の輸出を平成二十五年までに一兆円規模にする」という大胆な目標に向かい、ブランド戦略の推進等、品目ごとの戦略的な輸出促進に取り組まれました。

その結果、世界の胃袋と言われ、豊かになった中国への本格的な米輸出を実現することができたのであります。高品質でおいしく安全な米は、日本の農産物のシンボルであります。その日本の米を、急激に消費市場の拡大が進み、富裕層を中心

に高級志向を強める隣国、中国に輸出することは、大変意義深いものがあります。中国側の求める検査基準への対応等で、その交渉は大変難しかったと伺っておりますが、日本の農業の未来のため、松岡大臣が寝食を忘れて中国当局と交渉されたおかげで、我々は、若い農業の担い手たちに、巨大な中国市場に乗り出すという極めて大きな夢と希望を与えることができたのであります。(拍手)

また、他産業並みの所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化や、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大など、将来を見通した農政改革を進められました。

さらに、松岡大臣は、国際交渉についても戦略的に取り組まれ、各国の交渉相手からも一目置かれる存在であつたと伺っております。

松岡大臣は、EPA交渉やWTO農業交渉において、国内農業への影響を十分踏まえ、守るべきものは守るとの確固たる方針のもと、その知見を生かし、日本として最大限の利益を得られるよう、精力的に交渉に当たられました。

さきのハイリゲンダムにおけるG8サミットに先駆けて、去る六月三日及び四日、ベルリンで、GLOBEインターナショナル、地球環境国際議員連盟主催による違法伐採対話国際フォーラムが開催されました。松岡先生は、英国代表とともにその会議の共同議長を務められる予定でありました。松岡先生の代理を務めてこられた我が党の西川京子議員によりますと、冒頭、会議を開催するに当たり、英国の議員連盟議長から、「松岡先生の御活躍なくしては、今回の会議の開催はあり

得なかつた」との発言があり、参加国議員全員による一分間の黙禱が行われ、松岡先生の御功績がたたえられましたとのこと、御報告申し上げます。(拍手)

経済社会が大きく変化する中で、我が国農林水産業は、今、新たな時代を迎えようとしております。このようなとき、豊富な経験と行動力を兼ね備え、農林水産政策を初め多くの分野でこれからますます活躍することが期待されていた先生が、志半ばのままにみづから命を絶たれたことは、あつてはならないことであり、返す返すも残念であります。幼少のころ、農業を通じて命の大切さを身をもつて知っておられた先生だけに、まことに痛恨のきわみであります。我々は、松岡先生の遺志を継いで、我が国農政の揺るぎない発展に尽力することをここに誓ひ申し上げます。

ここに、謹んで松岡利勝先生の御生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 消防法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔佐藤勉君登壇〕

○佐藤勉君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大規模な建築物等における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備の義務づけ等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月十二日本委員会に付託され、同日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十四日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、電子記録債権法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望

みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

電子記録債権法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 電子記録債権法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。財務金融委員長伊藤達也君。

電子記録債権法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔伊藤達也君登壇〕

○伊藤達也君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによつて事業者の資金調達の円滑化を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録を発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設しようとするものであります。

本案は、去る六月七日当委員会に付託され、十三日山本國務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日財務委員会との連合審査を行うなど質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いた

しましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 法案の討論に入る前に、一言申し上げます。

本日の財務金融委員会、理事会での合意なく与党が強行採決をしたことに、厳しく抗議するものであります。与党と伊藤達也君の委員会運営は、余りにも強権的であり、議会制民主主義を破壊するものだと言わなければなりません。

本法案は、本日から審議入りしたばかりであります。午前中、連合審査が二時間、財務金融委員会としての質疑は、与党議員が一名、わずか二十分程度の質疑にすぎなかつたのであります。野党はだれ一人として質疑を行つておりません。また、要求した資料も提出されておらず、関係者の参考人招致も協議中でありました。

このような状況下で採決を強行するなど、言語道断であります。厳しく抗議するものであります。(拍手)

提案された法案は、金銭債権の流動性を高めるために、電子記録債権という新しい債権を創設するものであります。保管・流通コストがかららず、譲渡しやすい債権という面では、中小企業の資金調達にも役立つ面があります。

しかし、本法案では、手形、売り掛け債権のみならず、通常の融資などすべての金銭債権が対象となつてゐるため、金融機関の融資などの債権ま

で電子記録債権として譲渡が促進されるおそれがあります。これは、金融機関が借り手企業の経営者の資質や将来の事業の展望について判断し、長期にわたって融資を実行するという、政府が推進しているリレーシヨシップバンキングの精神にさえ反するものであります。中小零細企業、個人企業は、そのことによつて不利な立場に立たされるにもかかわらず、本法案にはこのことへの対策が盛り込まれておりません。

以上、本法案に反対する理由を述べて、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

出席閣務大臣

総務大臣 菅 義偉君
国務大臣 山本 有二君

○議長(河野洋平君) 議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律

道路交通法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

実川 幸夫君

井脇ノブ子君

萩原 誠司君

北村 茂男君

安住 淳君

田名部匡代君

逢坂 誠二君

郡 和子君

福田 昭夫君

佐々木隆博君

井脇ノブ子君

実川 幸夫君

北村 茂男君

萩原 誠司君

郡 和子君

逢坂 誠二君

佐々木隆博君

福田 昭夫君

田名部匡代君

安住 淳君

参議院運営委員

辞任

伊藤 涉君

赤松 正雄君

赤松 正雄君

伊藤 涉君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任

古川 禎久君

森山 裕君

伊藤 涉君 丸谷 佳織君
森山 裕君 古川 禎久君
丸谷 佳織君 伊藤 涉君

(議案提出)

一、昨十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外五名提出)

(議案送付)

一、昨十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国外で作成された歯科医療の用に供する補綴物の取扱に関する質問主意書(仙谷由人君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の確認作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の突合作業に関する質問主意書(江田憲司君提出)

ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方少数民族の戦時徴用に対する補償問題に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

酒税法に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

税源移譲にかかる政府広報における情報操作に関する質問主意書(加藤公一君提出)

年金の在職支給停止制度における「三十一日問題」に関する質問主意書(加藤公一君提出)

消防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 扇 千景

消防法の一部を改正する法律案

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項第一号及び第二号中「第八条の二第三項」の下に、「第八条の二の五第三項」を加える。

第八条の二の二第一項中「及び次条第一項を」次条第一項及び第三十六條第三項に改める。

第八条の二の三第一項第二号イ及び第六項第二号中「第四項」の下に、「第八条の二の五第三項」を加える。

第八条の二の四の次に次の一条を加える。

第八条の二の五 第八条第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規

模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。当該事項を変更したときも、同様とする。

消防長又は消防署長は、第一項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができ

る。

第五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第三十六条中「災害に関してこれを」を「災害について」に改め、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

第八条から第八条の二の三までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、第八条第一項から第四項までの規定中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、同条第一項中「政令」とあるのは「火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令」と、「消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上

平成十九年六月十五日 衆議院会議録第四十四号

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上」とあるのは「避難の訓練の実施その他防災管理上」と、同条第四項、第八条の二第一項及び第八条の二の二第二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項中「火災の予防に」とあるのは「火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減に」と、「消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上」とあるのは「その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために」と、同項、同条第二項及び第八条の二の三第一項第二号二中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と、同号イ及び同条第六項第二号中「又は第十七条の四第一項若しくは第二項」とあるのは「第十七条の四第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項において準用する第八条第三項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

前項の建築物その他の工作物のうち第八条第一項の防火対象物であるものにあつては、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項の規定にかかわらず、前項において読み替えて準用する同条第一項の防災管理者に、同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

第一項の建築物その他の工作物のうち第八条の二の二第一項の防火対象物であるものにあつては、同条第二項及び第一項において準用する同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検（その管理につ

いて権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物全体（第八条の二の三第一項又は第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。）についての第八条の二の二第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検が行われ、その結果、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者により点検対象事項がいずれの点検基準にも適合していると認められた場合に限り、総務省令で定めるところにより、点検を行った日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

第一項の建築物その他の工作物のうち第八条の二の二第一項の防火対象物であるものにあつては、第八条の二の三第七項及び第一項において準用する同条第七項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による認定と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた場合（当該建築物その他の工作物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該建築物その他の工作物全体が同項の規定による認定と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた場合に限る。）に限り、総務省令で定めるところにより、当該認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

第八条の二の二第三項及び第四項の規定は、前二項の表示について準用する。

第一項の建築物その他の工作物に第八条の二の五第一項の自衛消防組織が置かれている場合には、当該自衛消防組織は、火災その他の災害

の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。

第三十六条の三第一項中「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改める。

第四十条第一項中「各号の一」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、同項第二号中「警戒防禦」を「警戒防衛」に改め、同項第三号中「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「因つて」を「よつて」に、「本法」を「この法律」に改める。

第四十一条第一項中「これを」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第二号の二中「第八条第四項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同項第二号とする。

第四十二条第一項第二号中「第八条第三項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同項第八号中「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、第六号の二を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の二を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十四条第三号中「第八条の二の三第八項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」並びに第三十六条第一項及び第五項を加え、同条第十七号を同条第二十二号とし、同条第十六号中「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十五号中「故なく」を「正当な理由がなく」に、「第三十六条」

を「第三十六条第七項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十四号を同条第十九号とし、同条第十三号を同条第十八号とし、同条第十二号の二中「第八条の二の三第八項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」並びに第三十六

六条第一項及び第五項を加え、同号を同条第十七号とし、同条第十二号を同条第十六号とし、同条第八号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第七号の三中「第八条の二の二第二項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号の二中「故なく」を「正当な理由がなく」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「第八条第二項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の三を同条第五号とし、同条第三号の二を同条第四号とする。

第四十五条第二号中「第四十一条第一項第二号又は第四号」を「第四十一条第一項第三号又は第五号」に改め、同条第三号中「同項第二号及び第四号」を「同項第三号及び第五号」に、「同項第五号及び第七号」を「同項第七号及び第十号」に、「第七号の三若しくは第八号」を「第十一号若しくは第十二号」に改める。

第四十六条の五中「第八条の二の三第五項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(大規模地震対策特別措置法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第八条の二第二項」の下に「これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第八条第一項第一号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第八条第一項第一号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第八条第一項第一号

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、当該工作物における自衛消防組織の設置及び地震等の災

害による被害の軽減のための管理体制の整備の義務付け等の措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 自衛消防組織の設置

多数の者が出入するものであり、かつ、大規模な防火対象物の管理について権原を有する者は、災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織を置かなければならないこと。

2 建築物その他の工作物に係る火災以外の災害の被害の軽減のための体制の整備

地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、防災管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならないこと。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

議案の可決理由

大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、当該工作物における自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備の義務付け等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年六月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
総務委員長 佐藤 勉

(別紙)

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 事業所の作成する消防計画については、地域防災計画及び市町村消防計画との整合性が図られるよう、地方公共団体及び事業所に周知徹底すること。また、事業所の行う防災管理が地震対策の新技术等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと。

二 自衛消防組織の行う応急活動の確実な実施に向けて、平素から十分な訓練を行うよう助言するとともに、その組織編制については、防火対象物の構造及び用途等への適合、適切な人員配置及び活動資機材の整備等が図られるようにすること。また、本法施行までの間においても、自衛消防組織の設置に係る事業所の自主的な取組を促進すること。

三 事業所の設置する自衛消防組織及び消防計画の作成の状況等についての実態把握を踏まえ、所要の対応が適切に図られるよう、地方公共団体に対する助言に努めること。また、予防事務を担当する消防職員の対応能力を強化するため、要員の確保及び教育訓練の充実等を図るとともに、必要に応じ財政措置を講ずること。

四 大規模地震等に対応した自衛消防力の確保が求められる防火対象物については、最近の被災状況の実態等にかんがみ、大規模・高層の建築物等にとどまらず、その範囲の拡大について検討を行うこと。

五 大規模地震災害の発生時において、初動及び応急対応の拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について耐震診断を促進し、早期に耐震化を完了するとともに、被災者の早期救出に資する、いわゆる「棒力メ」の消防署への配備等、震災対策用資機材の充実に努めること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

電子記録債権法案

右
国会に提出する。

平成十九年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

電子記録債権法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 電子記録債権の発生、譲渡等	
第一節 通則	
第一款 電子記録(第三条―第十一條)	
第二款 電子記録債権に係る意思表示等(第十二条―第十四条)	
第二節 発生(第十五条・第十六条)	
第三節 譲渡(第十七条―第二十條)	
第四節 消滅(第二十一条―第二十五條)	
第五節 記録事項の変更(第二十六条―第三十條)	
第六節 電子記録保証(第三十一条―第三十五條)	
第七節 質権(第三十六条―第四十二條)	

平成十九年六月十五日 衆議院会議録第四十四号

電子記録債権法案及び同報告書

第八節 分割(第四十三条―第四十七條)
第九節 雑則(第四十八条―第五十條)

第三章 電子債権記録機関

第一節 通則(第五十一条―第五十五條)
第二節 業務(第五十六条―第六十一條)

第三節 口座間送金決済等に係る措置(第六十二條―第六十六條)

第四節 監督(第六十七條―第七十七條)

第五節 合併、分割及び事業の譲渡(第七十八條―第八十一條)

第六節 解散等(第八十二条―第八十五條)

第四章 雑則(第八十六条―第九十二條)

第五章 罰則(第九十三条―第一百條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録(以下単に「電子記録」という。)を要件とする金銭債権をいう。

2 この法律において「電子債権記録機関」とは、第五十一条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「記録原簿」とは、債権記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物として主務省令で定めるものを含む。)をもつて電子債権記録機関が調製するものをいう。

4 この法律において「債権記録」とは、発生記録により発生する電子記録債権又は電子記録債権から第四十三条第一項に規定する分割をする電子記録債権ごとに作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。

5 この法律において「記録事項」とは、この法律の規定に基づき債権記録に記録すべき事項をいう。

6 この法律において「電子記録名義人」とは、債権記録に電子記録債権の債権者又は質権者として記録されている者をいう。

7 この法律において「電子記録権利者」とは、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。

8 この法律において「電子記録義務者」とは、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に不利益を受ける者をいい、間接に不利益を受ける者を除く。

9 この法律において「電子記録保証」とは、電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証であつて、保証記録をしたものをいう。

第二章 電子記録債権の発生、譲渡等
第一節 通則
第一款 電子記録
(電子記録の方法)

第三条 電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによつて行う。(当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記録)

第四条 電子記録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

2 請求による電子記録の手続に関するこの法律の規定は、法令に別段の定めがある場合を除き、官庁又は公署の嘱託による電子記録の手続について準用する。

(請求の当事者)
第五条 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者(これらの者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人。第三項において同じ。)双方がしなければならない。

2 電子記録権利者又は電子記録義務者(これらの者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人。以下この項において同じ。)に電子記録の請求をすべきことを命ずる確定判決による電子記録は、当該請求をしなければならない他の電子記録権利者又は電子記録義務者だけで請求することができる。

3 電子記録権利者及び電子記録義務者が電子記録の請求を共同してしない場合における電子記録の請求は、これらの者のすべてが電子記録の請求をした時に、その効力を生ずる。

(請求の方法)
第六条 電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情

報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならない。

(電子債権記録機関による電子記録)

第七条 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る電子記録をしなければならない。

2 電子債権記録機関は、第五十一条第一項第五号に規定する業務規程(以下この章において単に「業務規程」という。)の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をすることができ、この場合において、電子債権記録機関が第十六条第二項第十五号に掲げる事項を債権記録に記録していないときは、何人も、当該業務規程の定め効力を主張することができない。

(電子記録の順序)

第八条 電子債権記録機関は、同一の電子記録債権に關し二以上の電子記録の請求があつたときは、当該請求の順序に従つて電子記録をしなければならない。

2 同一の電子記録債権に關し同時に二以上の電子記録が請求された場合において、請求に係る電子記録の内容が相互に矛盾するときは、前条第一項の規定にかかわらず、電子債権記録機関は、いずれの請求に基づく電子記録としてはならない。

3 同一の電子記録債権に關し二以上の電子記録が請求された場合において、その前後が明らかでないときは、これらの請求は、同時にされた

ものとみなす。

(電子記録の効力)

第九条 電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとする。

2 電子記録名義人は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定する。

(電子記録の訂正等)

第十条 電子債権記録機関は、次に掲げる場合には、電子記録の訂正をしなければならない。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときに限る。

一 電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合

二 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合

三 電子債権記録機関が自らの権限により記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合

四 電子債権記録機関が自らの権限により記録すべき記録事項について、その記録がされていない場合(一の電子記録の記録事項の全部が記録されていないときを除く。)

2 電子債権記録機関は、第八十六条各号に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までに電子記録が消去されたときは、当該電子記録の回復をしなければならない。この場合において

は、前項ただし書の規定を準用する。

3 電子債権記録機関は、前二項の規定により電子記録の訂正又は回復をするときは、当該訂正

又は回復後の電子記録の内容と矛盾する電子記録について、電子記録の訂正をしなければならない。

4 電子債権記録機関が第一項又は第二項の規定により電子記録の訂正又は回復をしたときは、その内容を電子記録権利者及び電子記録義務者(電子記録権利者及び電子記録義務者がない場合にあつては、電子記録名義人)に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて電子記録の請求をした者にもしなくてはならない。ただし、その者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

(不実の電子記録等についての電子債権記録機関の責任)

第十一条 電子債権記録機関は、前条第一項各号に掲げる場合又は同条第二項に規定するときは、これらの規定に規定する事由によつて当該電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二款 電子記録債権に係る意思表示

(意思表示の無効又は取消しの特則)

第十二条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定による無効又は同法第九十六条第一項若しくは第二項の規定による

取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者(同条第一項及び第二項の規定による取消しにあつては、取消し後の第三者に限る。)に対抗することができない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前項に規定する第三者が、支払期日以後に電子記録債権の譲渡、質入れ、差押え、仮差押え又は破産手続開始の決定(分割払の方法により支払う電子記録債権の場合には、到来した支払期日に係る部分についてのものに限る。)があつた場合におけるその譲受人、質権者、差押債権者、仮差押債権者又は破産管財人であるとき。

二 前項の意思表示の無効又は取消しを對抗しようとする者が個人(当該電子記録において個人事業者(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。以下同じ。)である旨の記録がされている者を除く。)である場合

(無権代理人の責任の特則)

第十三条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第一百七十七条第二項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。

(権限がない者の請求による電子記録についての電子債権記録機関の責任)

第十四条 電子債権記録機関は、次に掲げる者の請求により電子記録をした場合には、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて

注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 代理権を有しない者
- 二 他人になりすました者

第二節 発生

(電子記録債権の発生)

第十五条 電子記録債権(保証記録に係るもの及び電子記録保証をした者(以下「電子記録保証人」という。))が第三十五条第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。))の規定により取得する電子記録債権(以下「特別求償権」という。))を除く。次条において同じ。))は、発生記録をすることによって生ずる。

(発生記録)

第十六条 発生記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 債務者が一定の金額を支払う旨
- 二 支払期日(確定日に限るものとし、分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、各支払期日とする。)
- 三 債権者の氏名又は名称及び住所
- 四 債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額
- 五 債務者の氏名又は名称及び住所
- 六 債務者が二人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帯債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの債務の金額
- 七 記録番号(発生記録又は分割記録をする際に一の債権記録ごとに付す番号をいう。以下同じ。)

八 電子記録の年月日

2 発生記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

- 一 第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約に係る支払をするときは、その旨並びに債務者の預金又は貯金の口座(以下「債務者口座」という。))及び債権者の預金又は貯金の口座(以下「債権者口座」という。))
- 二 第六十四条に規定する契約に係る支払をするときは、その旨
- 三 前二号に規定するもののほか、支払方法についての定めをするときは、その定め(分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、各支払期日ごとに支払うべき金額を含む。)
- 四 利息、遅延損害金又は違約金についての定めをするときは、その定め
- 五 期限の利益の喪失についての定めをするときは、その定め
- 六 相殺又は代物弁済についての定めをするときは、その定め
- 七 弁済の充當の指定についての定めをするときは、その定め
- 八 第十九条第一項(第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め
- 九 債権者又は債務者が個人事業者であるときは、その旨
- 十 債務者が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。))である場合において、第二十条第一項(第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め

い旨の定めをするときは、その定め

十一 債務者が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。))であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、債務者が債権者(譲渡記録における譲受人を含む。以下この項において同じ。))に対抗することができる抗弁についての定めをするときは、その定め

十二 譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をすることができないこととし、又はこれらの電子記録について回数制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め

十三 債権者と債務者との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

十四 債権者と債務者との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十五 電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をしたときは、その定め

十六 前各号に掲げるもののほか、電子記録債権の内容となるものとして政令で定める事項

3 第一項第一号から第六号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録債権は、発生しない。

4 消費者契約法第二条第一項に規定する消費者(以下単に「消費者」という。))についてされた第二項第九号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、電子

債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、第一項第二号(分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る。))及び第二項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。))に掲げる事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができる。

第三節 譲渡

(電子記録債権の譲渡)

第十七条 電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ、その効力を生じない。

(譲渡記録)

第十八条 譲渡記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 電子記録債権の譲渡をする旨
- 二 譲渡人が電子記録義務者の相続人であるときは、譲渡人の氏名及び住所
- 三 譲受人の氏名又は名称及び住所
- 四 電子記録の年月日
- 2 譲渡記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。
- 一 発生記録(当該発生記録の記録事項について変更記録がされているときは、当該変更記録を含む。以下同じ。))において債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、譲渡記録に当たり譲受人が譲受人の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けようとするときは、当該口座発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に關する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。)

官 報 (号 外)

二 譲渡人が個人事業者であるときは、その旨 三 譲渡人と譲受人(譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。)との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め 四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項 三 消費者についてされた前項第二号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。 四 電子債権記録機関は、発生記録において第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項(譲渡記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する譲渡記録をしてはならない。 (善意取得)	がした譲渡記録の請求における譲受人に対する意思表示が効力を有しない場合において、前項に規定する者が当該譲渡記録後にされた譲渡記録の請求により記録されたものであるとき。 (抗弁の切斷) 第二十条 発生記録における債務者又は電子記録保証人(以下「電子記録債務者」という。)は、電子記録債権の債権者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもつて当該債権者に対抗することができない。ただし、当該債権者が、当該電子記録債務者を害することを知って当該電子記録債権を取得したときは、この限りでない。 二 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 第十六条第二項第十号又は第三十二条第二項第六号に掲げる事項が記録されている場合 二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権(分割払の方法により支払うものにあつては、到来した支払期日に係る部分に限る。)の譲受人として記録されたものである場合 三 前項の電子記録債務者が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合 第四節 消滅 (支払免責) 第二十一条 電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であっても、その効力を有する。ただし、その支払を	した者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。 (混同等) 第二十二条 電子記録債務者その相続人その他の一般承継人を含む。以下この項において同じ。)が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該電子記録債権は消滅しない。ただし、当該電子記録債務者又は当該電子記録債務者の承諾を得た他の電子記録債務者の請求により、当該電子記録債権の取得に伴う混同を原因とする支払等記録がされたときは、この限りでない。 二 次の各号に掲げる者は、電子記録債権を取得しても、当該各号に定める者に対して電子記録保証(以下「電子記録保証」という。)の履行を請求することができない。 一 発生記録における債務者 電子記録保証人 二 電子記録保証人 他の電子記録保証人(弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をしたとするならば、この号に掲げる電子記録保証人に対して特別求償権を行使することができるものに限る。) (消滅時効) 第二十三条 電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。 (支払等記録の記録事項) 第二十四条 支払等記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。 一 支払、相殺その他の債務の全部若しくは一部を消滅させる行為又は混同(以下「支払等」という。)により消滅し、又は消滅することとなる電子記録名義人に対する債務を特定するために必要な事項 二 支払等をした金額その他の当該支払等の内容(利息、遅延損害金、違約金又は費用が生じている場合にあつては、消滅した元本の額を含む。)	三 支払等があつた日 四 支払等をした者(支払等が相殺による債務の消滅である場合にあつては、電子記録名義人が当該相殺によつて免れた債務の債権者。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所 五 支払等をした者が当該支払等をするについて民法第五百条の正当な利益を有する者であるときは、その事由 六 電子記録の年月日 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項 (支払等記録の請求) 第二十五条 支払等記録は、次に掲げる者だけで請求することができる。 一 当該支払等記録についての電子記録義務者 二 前号に掲げる者の相続人その他の一般承継人 三 次に掲げる者であつて、前二号に掲げる者全員の承諾を得たもの イ 電子記録債務者 ロ 支払等をした者(前二号及びイに掲げる者を除く。) ハ イ又はロに掲げる者の相続人その他の一般承継人 二 電子記録債権又はこれを目的とする質権の被
二 譲渡人が個人事業者であるときは、その旨 三 譲渡人と譲受人(譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。)との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め 四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項 三 消費者についてされた前項第二号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。 四 電子債権記録機関は、発生記録において第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項(譲渡記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する譲渡記録をしてはならない。 (善意取得)	がした譲渡記録の請求における譲受人に対する意思表示が効力を有しない場合において、前項に規定する者が当該譲渡記録後にされた譲渡記録の請求により記録されたものであるとき。 (抗弁の切斷) 第二十条 発生記録における債務者又は電子記録保証人(以下「電子記録債務者」という。)は、電子記録債権の債権者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもつて当該債権者に対抗することができない。ただし、当該債権者が、当該電子記録債務者を害することを知って当該電子記録債権を取得したときは、この限りでない。 二 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 第十六条第二項第十号又は第三十二条第二項第六号に掲げる事項が記録されている場合 二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権(分割払の方法により支払うものにあつては、到来した支払期日に係る部分に限る。)の譲受人として記録されたものである場合 三 前項の電子記録債務者が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合 第四節 消滅 (支払免責) 第二十一条 電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であっても、その効力を有する。ただし、その支払を	した者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。 (混同等) 第二十二条 電子記録債務者その相続人その他の一般承継人を含む。以下この項において同じ。)が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該電子記録債権は消滅しない。ただし、当該電子記録債務者又は当該電子記録債務者の承諾を得た他の電子記録債務者の請求により、当該電子記録債権の取得に伴う混同を原因とする支払等記録がされたときは、この限りでない。 二 次の各号に掲げる者は、電子記録債権を取得しても、当該各号に定める者に対して電子記録保証(以下「電子記録保証」という。)の履行を請求することができない。 一 発生記録における債務者 電子記録保証人 二 電子記録保証人 他の電子記録保証人(弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をしたとするならば、この号に掲げる電子記録保証人に対して特別求償権を行使することができるものに限る。) (消滅時効) 第二十三条 電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。 (支払等記録の記録事項) 第二十四条 支払等記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。 一 支払、相殺その他の債務の全部若しくは一部を消滅させる行為又は混同(以下「支払等」という。)により消滅し、又は消滅することとなる電子記録名義人に対する債務を特定するために必要な事項 二 支払等をした金額その他の当該支払等の内容(利息、遅延損害金、違約金又は費用が生じている場合にあつては、消滅した元本の額を含む。)	三 支払等があつた日 四 支払等をした者(支払等が相殺による債務の消滅である場合にあつては、電子記録名義人が当該相殺によつて免れた債務の債権者。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所 五 支払等をした者が当該支払等をするについて民法第五百条の正当な利益を有する者であるときは、その事由 六 電子記録の年月日 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項 (支払等記録の請求) 第二十五条 支払等記録は、次に掲げる者だけで請求することができる。 一 当該支払等記録についての電子記録義務者 二 前号に掲げる者の相続人その他の一般承継人 三 次に掲げる者であつて、前二号に掲げる者全員の承諾を得たもの イ 電子記録債務者 ロ 支払等をした者(前二号及びイに掲げる者を除く。) ハ イ又はロに掲げる者の相続人その他の一般承継人 二 電子記録債権又はこれを目的とする質権の被

担保債権(次項において「電子記録債権等」という。)について支払等がされた場合には、前項第三号イからハまでに掲げる者は、同項第一号又は第二号に掲げる者に対し、同項第三号の承諾をすることを請求することができる。

3 電子記録債権等について支払をする者は、第一項第一号又は第二号に掲げる者に対し、当該支払をするのと引換えに、同項第三号の承諾をすることを請求することができる。

4 根質権の担保すべき債権についての支払等をしたことによる支払等記録の請求は、当該支払等が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができない。

第五節 記録事項の変更

(電子記録債権の内容等の意思表示による変更)
第二十六条 電子記録債権又はこれを目的とする質権の内容の意思表示による変更は、この法律に別段の定めがある場合を除き、変更記録をしなければ、その効力を生じない。

(変更記録の記録事項)

第二十七条 変更記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 変更する記録事項
 - 二 前号の記録事項を変更する旨及びその原因
 - 三 第一号の記録事項についての変更後の内容(当該記録事項を記録しないこととする場合にあつては、当該記録事項を削除する旨)
 - 四 電子記録の年月日
- (求償権の譲渡に伴い電子記録債権が移転した場合の変更記録)

第二十八条 債権記録に支払等をした者として記

録されている者であつて当該支払等により電子記録債権の債権者に代位したものがした求償権(特別求償権を除く。)の譲渡に伴い当該電子記録債権が移転した場合における変更記録は、その者の氏名又は名称及び住所を当該求償権の譲受人の氏名又は名称及び住所に変更する記録をすることによつて行ふ。

(変更記録の請求)

第二十九条 変更記録の請求は、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する者(その者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人)の全員がしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併による電子記録名義人又は電子記録債権者の変更と内容とする変更記録は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人だけで請求することができる。ただし、相続人が二人以上ある場合には、その全員が当該変更記録を請求しなければならない。

3 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項ただし書の場合について準用する。

4 第一項の規定にかかわらず、電子記録名義人又は電子記録債権者の氏名若しくは名称又は住所についての変更記録は、その者が単独で請求することができる。他の者の権利義務に影響を及ぼさないことが明らかな変更記録であつて業務規程の定めるものについても、同様とする。

(変更記録が無効な場合における電子記録債権者の責任)

第三十条 変更記録がその請求の無効、取消しその他の事由により効力を有しない場合には、当

該変更記録前に債務を負担した電子記録債権者は、当該変更記録前の債権記録の内容に従つて責任を負う。ただし、当該変更記録の請求における相手方に対する意思表示を適法にした者の間においては、当該意思表示をした電子記録債権者は、当該変更記録以後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

2 前項本文に規定する場合においては、当該変更記録後に債務を負担した電子記録債権者は、当該変更記録後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

第六節 電子記録保証

(保証記録による電子記録債権の発生)

第三十一条 電子記録保証に係る電子記録債権は、保証記録をすることによつて生ずる。

(保証記録)

第三十二条 保証記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 保証をする旨
 - 二 保証人の氏名又は名称及び住所
 - 三 主たる債務者の氏名又は名称及び住所その他主たる債務を特定するために必要な事項
 - 四 電子記録の年月日
- 2 保証記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。
- 一 保証の範囲を限定する旨の定めをするときは、その定め
 - 二 遅延損害金又は違約金についての定めをするときは、その定め
 - 三 相殺又は代物弁済についての定めをするときは、その定め
 - 四 弁済の充当の指定についての定めをするときは、その定め

きは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。)である場合において、保証記録をした時の債権者に対抗することができる事由について第二十条第一項(第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め

七 保証人が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。)であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、保証人が債権者(譲渡記録における譲受人を含む。以下この項において同じ。)に対抗することができ抗弁についての定めをするときは、その定め

八 債権者と保証人との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

九 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 第一項第一号から第三号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録保証に係る電子記録債権は、発生しない。

4 消費者についてされた第二項第五号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

5 電子債権記録機関は、発生記録において第六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項(保証記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならない。

(電子記録保証の独立性)

第三十三条 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合(第十六条第一項第一号から第六号まで又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の記録が欠けている場合を除く。)においても、その効力を妨げられない。

2 前項の規定は、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、適用しない。

(民法等の適用除外)

第三十四条 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条まで並びに商法明治三十二年法律第四十八号)第五百十一条第二項の規定は、電子記録保証については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。

(特別求償権)

第三十五条 発生記録によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えん(弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、その旨の支払等記録がされたときは、民法第四百五十九条、第四百六十二条、第四百六十三条及び第四百六十五条の規定にかかわらず、当該電子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出えんにより共同の免責を得た額、出えんをした日以

後の遅延損害金の額及び避けることができなかった費用の額の合計額について電子記録債権を取得する。ただし、第三号に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超えて出えんをした額のうち同号に掲げる者の負担部分の額に限る。

一 主たる債務者
二 当該出えんをした者が電子記録保証人となる前に当該者を債権者として当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする電子記録保証をしていた他の電子記録保証人

三 当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする他の電子記録保証人(前号に掲げる者及び電子記録保証人となる前に当該出えんをした者の電子記録保証に係る債権者であつたものを除く。)

2 前項の規定は、同項の規定によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。

3 第一項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその出えんを主たる債務者として記録されている電子記録保証人がしたとするならば、次に掲げる者に該当することとなるもの」と読み替えるものとする。

第七節 質権
(電子記録債権の質入れ)
第三十六条 電子記録債権を目的とする質権の設定は、質権設定記録をしなければ、その効力を生じない。

2 民法第三百六十二条第二項の規定は、前項の

質権については、適用しない。

3 民法第二百九十六条から第三百条まで、第三百四条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十六条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十一条、第三百七十三条、第三百七十四条、第三百七十八条、第三百九十条、第三百九十一条、第三百九十八条の二から第三百九十八条の十まで、第三百九十八条の十九、第三百九十八条の二十(第一項第三号を除く。)及び第三百九十八条の二十二の規定は、第一項の質権について準用する。

第三十七条 質権設定記録(根質権の質権設定記録を除く。次項において同じ。)においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 質権を設定する旨
二 質権者の氏名又は名称及び住所
三 被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所、被担保債権の額(一定の金額を目的としない債権については、その価額。以下同じ。)

四 一の債権記録における質権設定記録及び転質の電子記録がされた順序を示す番号(以下「質権番号」という。)

五 電子記録の年月日
2 質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

一 被担保債権につき利息、遅延損害金又は違約金についての定めがあるときは、その定め
二 被担保債権に付した条件があるときは、その条件

三 前条第三項において準用する民法第三百四十六条ただし書の別段の定めをするときは、その定め

四 質権の実行に関し、その方法、条件その他の事項について定めをするときは、その定め
五 発生記録において電子記録債権に係る債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、質権設定記録に当たり質権者が質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けようとするときは、当該口座(発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に關する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。)

六 質権設定者と質権者(質権設定記録後に当該質権についての質権者として記録された者を含む。次号において同じ。)との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

七 質権設定者と質権者との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め
八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 根質権の質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 根質権を設定する旨
二 根質権者の氏名又は名称及び住所
三 担保すべき債権の債務者の氏名又は名称及び住所

四 担保すべき債権の範囲及び極度額
五 質権番号
六 電子記録の年月日
4 根質権の質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

- 一 担保すべき元本の確定すべき期日の定めをするときは、その定め
- 二 根質権の実行に關し、その方法、条件その他の事項について定めをするときは、その定め
- 三 発生記録において電子記録債権に係る債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、根質権の質権設定記録に当たり根質権者が根質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けようとするときは、当該口座(発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に關する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。)
- 四 根質権設定者と根質権者(根質権の質権設定記録後に当該根質権についての根質権者として記録された者を含む。次号において同じ。との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め
- 五 根質権設定者と根質権者との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- 5 電子債権記録機関は、発生記録において第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項(質権設定記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する質権設定記録をしてはならない。
(善意取得及び抗弁の切斷)

権設定記録について準用する。この場合において、第十九条第一項中「譲受人」とあるのは「質権者」と、「当該電子記録債権」とあるのは「その質権」と、同条第二項第二号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、同項第三号中「された譲渡記録」とあるのは「された質権設定記録」と、第二十条第一項中「債権者に当該電子記録債権を譲渡した」とあるのは「質権者にその質権を設定した」と、「当該債権者に」とあるのは「当該質権者に」と、同項ただし書中「当該債権者が」とあるのは「当該質権者が」と、「当該電子記録債権を取得した」とあるのは「当該質権を取得した」と、同条第二項第二号中「債権者」とあり、及び「譲受人」とあるのは「質権者」と読み替えるものとする。

(質権の順位の変更の電子記録)

第三十九条 第三十六条第三項において準用する民法第三百七十四条第一項の規定による質権の順位の変更の電子記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 質権の順位を変更する旨
- 二 順位を変更する質権の質権番号
- 三 変更後の質権の順位
- 四 電子記録の年月日

2 前項の電子記録の請求は、順位を変更する質権の電子記録名義人の全員がしなければならない。この場合においては、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(転質)

第四十条 第三十六条第三項において準用する民法第三百四十八条の規定による転質は、転質の電子記録をしなければならない。その効力を生じない。

- 2 第三十七条第一項から第四項までの規定は、転質の電子記録について準用する。
 - 3 転質の電子記録においては、転質の目的である質権の質権番号をも記録しなければならない。
 - 4 質権者が二以上の者のために転質をしたときは、その転質の順位は、転質の電子記録の前後による。
- (被担保債権の譲渡に伴う質権等の移転による変更記録の特則)
- 第四十一条 被担保債権の一部について譲渡がされた場合における質権又は転質の移転による変更記録においては、第二十七条各号に掲げる事項のほか、当該譲渡の目的である被担保債権の額をも記録しなければならない。
- 2 根質権の担保すべき債権の譲渡がされた場合における根質権の移転による変更記録の請求は、当該譲渡が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができない。
- (根質権の担保すべき元本の確定の電子記録)
- 第四十二条 根質権の担保すべき元本(以下この条において単に「元本」という。)の確定の電子記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。
- 一 元本が確定した旨
 - 二 元本が確定した根質権の質権番号
 - 三 元本の確定の年月日
 - 四 電子記録の年月日
- 2 第三十六条第三項において準用する民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の

二十第一項第四号の規定により元本が確定した場合の電子記録は、当該根質権の電子記録名義人だけで請求することができる。ただし、同号の規定により元本が確定した場合における請求は、当該根質権又はこれを目的とする権利の取得の電子記録の請求と併せてしなければならない。

第八節 分割

(分割記録)

第四十三条 電子記録債権は、分割(債権者又は債務者として記録されている者が二人以上ある場合において、特定の債権者又は債務者について分離をすることを含む。)をすることができる。

2 電子記録債権の分割は、次条から第四十七条までの規定により、分割をする電子記録債権が記録されている債権記録(以下「原債権記録」という。)及び新たに作成する債権記録(以下「分割債権記録」という。)に分割記録をすると同時に原債権記録に記録されている事項の一部を分割債権記録に記録することによつて行う。

3 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される者だけであることができる。

(分割記録の記録事項)

第四十四条 分割記録においては、分割債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 原債権記録から分割をした旨
- 二 原債権記録及び分割債権記録の記録番号
- 三 発生記録における債務者であつて分割債権記録に記録されるものが一定の金額を支払う旨
- 四 債権者の氏名又は名称及び住所

五 電子記録の年月日 2 分割記録においては、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。 一 分割をした旨 二 分割債権記録の記録番号 三 電子記録の年月日 3 電子債権記録機関は、発生記録において第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項（分割記録に係る部分に限る。）が記録されているときは、その記録の内容に抵触する分割記録をしてはならない。 （分割記録に伴う分割債権記録への記録） 第四十五条 電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。 一 分割債権記録に記録される電子記録債権についての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項（次に掲げるものを除く。） イ 債務者が一定の金額を支払う旨 ロ 当該電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額 ハ 譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録をすることができる回数（以下「記録可能回数」という。）が記録されている場合におけるその記録可能回数 ニ 原債権記録の記録番号 ホ 原債権記録に分割記録がされている場合における当該分割記録において記録されている事項（イに掲げるものを除く。）	二 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合には、当該電子記録債権の支払期日（原債権記録に支払期日として記録されているものに限る。） 三 前号に規定する場合において、分割債権記録に記録される電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは、当該電子記録債権の各支払期日ごとに支払うべき金額（原債権記録に記録されている対応する各支払期日ごとに支払うべき金額の範囲内のものに限る。） 四 原債権記録に記録可能回数が記録されている場合には、当該記録可能回数（分割記録の記録可能回数にあつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数のうち、分割債権記録における記録可能回数） 2 電子債権記録機関は、分割債権記録に前項第一号に掲げる事項を記録したときは当該事項を原債権記録から転写した旨及びその年月日を、同項第二号から第四号までに掲げる事項を記録したときはその記録の年月日を当該分割債権記録に記録しなければならない。 （分割記録に伴う原債権記録への記録） 第四十六条 電子債権記録機関は、分割記録と同時に、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。 一 分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち、前条第一項第一号イからハまでに掲げる事項の記録を削除する旨	二 発生記録における債務者が分割記録の直前に原債権記録に記録されていた第十六条第一項第一号（当該原債権記録が他の分割における分割債権記録である場合にあつては、第四十四条第一項第三号）に規定する一定の金額から分割債権記録に記録される第四十四条第一項第三号に規定する一定の金額を控除して得た金額を支払う旨 三 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合には、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる支払期日 四 前号に規定する場合において、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは、当該電子記録債権の各支払期日ごとに支払うべき金額 五 原債権記録に記録可能回数が記録されている場合には、当該記録可能回数（分割記録の記録可能回数にあつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）から分割債権記録における記録可能回数を控除した残りの記録可能回数 2 電子債権記録機関は、原債権記録に前項各号に掲げる事項を記録したときは、その記録の年月日を当該原債権記録に記録しなければならない。 （主務省令への委任） 第四十七条 第四十三条第三項及び前三条の規定にかかわらず、次に掲げる場合における分割記録の請求、分割記録の記録事項並びに分割記録	に伴う分割債権記録及び原債権記録への記録について必要な事項は、これらの規定の例に準じて主務省令で定める。 一 原債権記録に債権者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合 二 原債権記録に第三十二条第二項第一号に掲げる事項が記録された保証記録がされている場合 三 原債権記録に特別求償権が記録されている場合 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める場合 第九節 雑則 （信託の電子記録） 第四十八条 電子記録債権又はこれを目的とする質権（以下この項において「電子記録債権等」という。）については、信託の電子記録をしなければならない。電子記録債権等が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。 2 この法律に定めるもののほか、信託の電子記録に関し必要な事項は、政令で定める。 （電子記録債権に関する強制執行等） 第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない。 2 強制執行等の電子記録に関し必要な事項は、政令で定める。 3 電子記録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手續に関し必
---	--	---	---

要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手続その他電子記録に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 電子債権記録機関

第一節 通則

(電子債権記録業を営む者の指定)

第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務(以下「電子債権記録業」という。)を営む者として、指定することができる。

一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会

ロ 監査役会又は委員会(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会をいう。)

ハ 会計監査人

二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

平成十九年六月十五日 衆議院会議録第四十四号

電子記録債権法案及び同報告書

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役(外国会社における外国の法令上これらに相当する者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第七十五条第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条

の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 定款及び電子債権記録業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより電子債権記録業を適正かつ確実に遂行するため十分であると認められること。

六 電子債権記録業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、電子債権記録業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

七 その人的構成に照らして、電子債権記録業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した電子債権記録機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。
(指定の申請)

第五十二条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本金の額及び純資産額
- 三 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名
- 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社の登記事項証明書

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

3 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。
(資本金の額等)

第五十三条 電子債権記録機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。

3 電子債権記録機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。
(適用除外)

第五十四条 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、電子債権記録機関については、適用しない。
(秘密保持義務)

第五十五条 電子債権記録機関の取締役、会計参

与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、電子債権記録業に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 業務

(電子債権記録機関の業務)

第五十六条 電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に關する業務を行うものとする。

(兼業の禁止)

第五十七条 電子債権記録機関は、電子債権記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

(電子債権記録業の一部の委託)

第五十八条 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。)、協同組織金融機関(協同組織金融機関の優先出資に關する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。))その他の政令で定める金融機関をいう。以下同じ。))その他の者に委託することができる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託に係る業務を行うことができる。

(業務規程)

第五十九条 電子債権記録機関は、業務規程にお

いて、電子記録の実施の方法、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に關する契約又は第六十四条に規定する契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

(電子債権記録機関を利用する者の保護)

第六十条 電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十一条 電子債権記録機関は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 口座間送金決済等に係る措置

(口座間送金決済に關する契約の締結)

第六十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済に關する契約を締結することができる。

2 前項及び次条第二項に規定する「口座間送金決済」とは、電子記録債権保証記録に係るもの及び特別求債権を除く。以下この節において同じ。に係る債務について、電子債権記録機関、債務者及び銀行等の合意に基づき、あらかじめ電子債権記録機関が当該銀行等に対し債権記録に記録されている支払期日、支払うべき金額、債務者口座及び債権者口座に係る情報を提供し、当該支払期日に当該銀行等が当該債務者口座から当該債権者口座に対する払込みの取扱いをすることによって行われる支払をいう。

(口座間送金決済についての支払等記録)

第六十三条 電子債権記録機関は、前条第一項に規定する口座間送金決済に關する契約を締結した場合において、第十六条第二項第一号に掲げ

る事項が債権記録に記録されているときは、当該契約に係る銀行等に対し、前条第二項に規定する情報を提供しなければならない。

2 前項の場合において、支払期日に支払うべき電子記録債権に係る債務の全額について口座間送金決済があつた旨の通知を同項に規定する銀行等から受けたときは、電子債権記録機関は、遅滞なく、当該口座間送金決済についての支払等記録をしなければならない。

(支払に關するその他の契約の締結)

第六十四条 電子債権記録機関は、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に關する契約のほか、債務者又は債権者及び銀行等と電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に關する契約を締結することができる。

(その他の契約に係る支払についての支払等記録)

第六十五条 電子債権記録機関は、前条に規定する契約を締結し、第十六条第二項第二号に掲げる事項が債権記録に記録されている場合において、電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に關する通知を当該契約に係る銀行等から受けたとき(電子記録債権に係る債務の支払があつたことを電子債権記録機関において確実に知り得る場合として主務省令で定める場合に限る。))は、遅滞なく、当該支払についての支払等記録をしなければならない。

(口座間送金決済等の通知に係る第八条の適用)

第六十六条 第六十三条第二項及び前条に規定する通知は、電子記録の請求とみなして、第八条の規定を適用する。

第四節 監督

(帳簿書類等の作成及び保存)

第六十七条 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、業務に關する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に關する報告書の提出)

第六十八条 電子債権記録機関は、事業年度ごとに、業務及び財産に關する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の記載事項、提出期日その他同項の報告書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(資本金の額の変更)

第六十九条 電子債権記録機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 電子債権記録機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(定款又は業務規程の変更)

第七十条 電子債権記録機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(電子債権記録業の休止の認可)

第七十一条 電子債権記録機関は、電子債権記録業を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号等の変更の届出)

第七十二条 電子債権記録機関は、第五十二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる

事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。

2 主務大臣は、前項の規定により電子債権記録機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(報告及び検査)

第七十三条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者に対し、当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の営業若しくは事務所に立ち入り、当該電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る。)をさせ、若しくは関係者に質問(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の関係者にあつては、当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る。)をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第七十四条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十五条 主務大臣は、電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の指定を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任を命ずることができる。

一 第五十一条第一項第三号又は第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 第五十一条第一項の指定当時同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により第五十一条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務移転命令)

第七十六条 主務大臣は、電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、電子債権記録業を他の株式会社に移転す

ることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消されたとき。

二 電子債権記録業を廃止したとき。

三 解散したとき(設立、新設合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む)。

四 電子債権記録業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

2 前項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第七百八十三条第一項又は第七百九十五条第一項の規定による決議(同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあつては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く。)は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 第一項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

4 第二項の規定により仮にした決議(以下この項及び次項において「仮決議」という。)があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の

趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

5 前項の株主総会において第二項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

6 前二項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第二項」とあるのは、「第三項」と読み替へるものとする。

(債権記録の失効)

第七十七条 電子債権記録機関が前条第一項の規定による命令を受けた場合において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転することなく当該期限を経過したときは、当該期限を経過した日にその備える記録簿に記録されている債権記録は、その効力を失う。

2 電子記録債権及びこれを目的とする質権は、前項の規定により債権記録がその効力を失つた日(以下この条において「効力失効日」という。)以後は、当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権及びこれを目的とする質権として存続するものとする。

3 効力失効日に電子記録保証人であつた者が前項の指名債権についての弁済その他自己の財産をもって主たる債務として記録されていた債務を消滅させるべき行為をしたときは、その者は、特別求償権と同一の内容の求償権を取得する。

4 主務大臣は、効力失効日以後、速やかに、第

一項に規定する債権記録がその効力を失った旨を官報で公示しなければならない。

5 電子債権記録機関であつた者又は一般承継人(合併により消滅した電子債権記録機関の権利義務を承継した者であつて、電子債権記録を営まないものに限り。以下この章において同じ。)は、効力失効以後、直ちに、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める事項(債務者口座を除く。)について、当該事項の全部を証明した書面を送付しなければならない。

- 一 効力失効日に電子記録名義人であつた者効力失効日に債権記録に記録されていた事項(この号に掲げる者が分割債権記録に記録されていた者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)のうち、譲渡記録又は質権設定記録若しくは転質の電子記録(これらの電子記録の記録事項について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下「譲渡記録等」という。)であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されていたもの(次に掲げるものを除く。)において記録されている事項を除き、すべての事項イ 第十八条第二項第三号若しくは第四号、第三十七条第二項第六号若しくは第七号又は同条第四項第四号若しくは第五号に掲げる事項が記録されていた譲渡記録等
- ロ 個人が譲渡人又は譲受人として記録されていた譲渡記録
- ハ 効力失効日に電子記録名義人であつた者

が変更記録において記録されていた場合に於ける当該変更記録に係る譲渡記録等

二 効力失効日に電子記録債務者として記録されていた者 効力失効日に債権記録に記録されていた事項(この号に掲げる者が分割債権記録に記録されていた者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)

第五節 合併、分割及び事業の譲渡(特定合併の認可)

第七十八条 電子債権記録機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が電子債権記録を営む場合に限る。以下この条において「特定合併」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社(以下この条において「特定合併後の電子債権記録機関」という。)について第五十二条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

い。

一 特定合併後の電子債権記録機関が第五十一条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。

5 特定合併後の電子債権記録機関(電子債権記録機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。)は、特定合併の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の電子債権記録機関は、特定合併により消滅した電子債権記録機関の業務に關し、行政官庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を承継する。

(新設分割の認可)

第七十九条 電子債権記録機関が新たに設立する株式会社に電子債権記録業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割(以下この条において単に「新設分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、新設分割により設立される株式会社(以下この条において「設立会社」という。)について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第五十二条第一項各号に掲げる事項

二 設立会社が承継する電子債権記録業

3 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合

合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第五十一条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。

5 設立会社は、新設分割の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 設立会社は、新設分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を承継する。

(吸収分割の認可)

第八十条 電子債権記録機関が他の株式会社に電子債権記録業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この条において単に「吸収分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、吸収分割により電子債権記録業の全部又は一部を承継する株式会社(以下この条において「承継会社」という。)について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第五十二条第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する電子債権記録業

3 吸収分割認可申請書には、吸収分割契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は

電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第五十一条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。

5 承継会社(電子債権記録機関が承継会社である場合を除く。)は、吸収分割の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(事業譲渡の認可)

第八十一条 電子債権記録機関が他の株式会社に行う電子債権記録業の全部又は一部の譲渡(以下この条において「事業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、事業譲渡により電子債権記録業の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この条において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 第五十二条第一項各号に掲げる事項
- 二 譲受会社が承継する電子債権記録業
- 三 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容を

記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第五十一条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。

5 譲受会社(電子債権記録機関が譲受会社である場合を除く。)は、事業譲渡の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、事業譲渡をした電子債権記録機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

第六節 解散等

(解散等の認可)

第八十二条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 電子債権記録機関の解散についての株主総会の決議

二 電子債権記録機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が電子債権記録業を営まない場合に限る。)

第八十三条 電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の指

定は、その効力を失う。

一 電子債権記録業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、新設合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

三 第七十六条第一項の規定による命令を受けた場合(同項第四号に該当する場合に限る。)

2 前項の規定により第五十一条第一項の指定が効力を失つたときは、その電子債権記録機関であつた者又は一般承継人は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定取消し等の場合のみなし電子債権記録機関)

第八十四条 電子債権記録機関が第七十五条第一項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合(同項第三号に該当する場合を除く。)においては、その電子債権記録機関であつた者又は一般承継人は、当該電子債権記録機関が行つた電子債権記録業を速やかに終了しなければならない。この場合において、当該電子債権記録機関であつた者又は一般承継人は、その電子債権記録業の結了の目的の範囲内において、なおこれを電子債権記録機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第八十五条 裁判所は、電子債権記録機関の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第七十三条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第四章 雑則

(債権記録等の保存)

第八十六条 電子債権記録機関は、次に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までの間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

一 当該債権記録に記録されたすべての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中のすべての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年間

二 当該債権記録に記録された支払期日(分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、最終の支払期日)又は最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年間

(記録事項の開示)

第八十七条 次の各号に掲げる者及びその相続人その他の一般承継人並びにこれらの者の財産の

管理及び処分をする権利を有する者は、電子債権記録機関に対し、その営業時間内は、いつでも、業務規程の定める費用を支払って、当該各号に定める事項(債務者口座を除く。)について、主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は当該事項の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の提供の請求(以下この条において「開示請求」という。)をすることができ。

一 電子記録名義人 債権記録に記録されている事項(当該電子記録名義人が分割債権記録に記録されている者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)のうち、譲渡記録等であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されているもの(次に掲げるものを除く。)において記録されている事項を除き、すべての事項

イ 第十八条第二項第三号若しくは第四号、第三十七条第二項第六号若しくは第七号又は同条第四項第四号若しくは第五号に掲げる事項が記録されている譲渡記録等

ロ 個人が譲渡人又は譲受人として記録されている譲渡記録

ハ 電子記録名義人が変更記録において記録されている場合における当該変更記録に係る譲渡記録等

二 電子記録債務者として記録されている者 債権記録に記録されている事項(当該電子記録債務者として記録されている者が分割債権記録に記録されている者であるときは、当該

分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)のうち、譲渡記録等であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されているものにおいて記録されている事項(次に掲げるものを除く。)を除き、すべての事項

イ 電子記録名義人が変更記録において記録されている場合における当該変更記録に係る譲渡記録等において記録されている事項

ロ 当該電子記録債務者として記録されている者が発生記録若しくは譲渡記録等において債権者、譲受人若しくは質権者として記録されている者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人(以下この号において「債権者等」という。)に対して人的関係に基づく抗弁を有するときは、当該債権者等から電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人又は質権者として記録されている者(電子記録名義人を除く。)の氏名又は名称及び住所

三 債権記録に記録されている者であつて、前二号に掲げる者以外のもの 債権記録に記録されている事項(この号に掲げる者が原債権記録に記録されている者であるときは、その後の分割債権記録に記録された事項を含む。)のうち、次に掲げる事項

イ 当該債権記録中の発生記録及び開示請求をする者(ロにおいて「開示請求者」という。)が電子記録の請求をした者となつて電子記録(当該電子記録の記録事項について変更記録がされているときは、当該変

更記録を含む。)において記録されている事項

ロ 開示請求者を電子記録義務者とする譲渡記録等がされている場合において、当該電子記録が、代理権を有しない者が当該開示請求者の代理人としてした請求又は当該開示請求者になりすました者の請求によつてされたものであるときは、当該開示請求者から電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人又は質権者として記録されている者の氏名又は名称及び住所

2 電子債権記録機関は、前項に規定するもののほか、電子記録の請求をした者が請求に際しその開示について同意をしている記録事項については、主務省令で定めるところにより、その同意の範囲内で一定の者が開示請求をすることを認めることができる。

(電子記録の請求に当たつて提供された情報の開示)

第八十八条 自己の氏名又は名称が電子記録の請求者として電子債権記録機関に提供された者は、電子債権記録機関に対し、その営業時間内は、いつでも、業務規程の定める費用を支払つて、当該電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報について、次に掲げる請求をすることができる。当該電子記録の請求が適法であるかどうかについて利害関係を有する者も、正当な理由があるときは、当該利害関係がある部分に限り、同様とする。

一 当該情報が書面に記載されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 当該情報が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)であつて業務規程の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求(財務大臣への資料提出等)

第八十九条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、電子記録債権に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第九十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第九十一条 この法律において、主務大臣は財務大臣及び内閣総理大臣とし、主務省令は財務省令・内閣府令とする。

(権限の委任)

第九十二条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章 罰則

第九十三條 第七條第一項若しくは第四十九條第一項の規定に違反して、記録原簿に電子記録をすべき事項を記録せず、又はこれに虚偽の記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十四條 第七十五條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二條第一項、第七十八條第二項、第七十九條第二項、第八十條第二項若しくは第八十一條第二項の申請書若しくは第五十二條第二項の書類に虚偽の記載をし、若しくは当該書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をし、又は第七十八條第三項、第七十九條第三項、第八十條第三項若しくは第八十一條第三項の書面若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二 第六十七條の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第六十八條第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第七十三條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第八十五條第三項において準用する第七十三條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第八十六條の規定に違反して、同条の債権記録又は書面若しくは電磁的記録を保存しなかつた者

第九十六條 第五十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條第一項の規定による認可を受け

ないで資本金の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第七十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十八條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第九十三條又は第九十四條 三億円以下の罰金刑

二 第九十五條(第五号を除く) 二億円以下の罰金刑

三 第九十五條第五号又は前条 各本条の罰金刑

第九十九條 電子債権記録機関(第三号にあっては、第七十七條第五項に規定する電子債権記録機関であつた者又は一般承継人)の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第六十九條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第七十四條又は第七十六條第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第七十七條第五項の規定に違反して、同項の書面を送付しなかつたとき。

四 正当な理由がないのに第八十七條第一項又は第八十八條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載若しくは記録をした書面若しくは電磁的記録を提供したとき。

第一百條 第八十三條第二項に規定する電子債権記録機関であつた者又は一般承継人の役員又は清算人が同項の規定に違反して、届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十條第四項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権

(金融商品取引法の一部改正)

第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「当該有価証券とみなし」の下に「電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。)」のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの(第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなしを加え、同項第七号中「前各号に掲げるもの」を「特定電子記録債権及び前各号に掲げるもの」に改め、同条第三項中「有価証券表示権利」の下に「若しくは特定電子記録債権」を加える。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の九第三項中「登録」の下に「及び電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録」を加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第五条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十

七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「登録」の下に「及び電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二十一条(定義)に規定する電子記録」を加える。

第六十二条第一項中「(以下)」の下に「及び電子記録債権法第二十一条(定義)に規定する電子記録債権(以下「電子記録債権」という。))」を加える。

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

(電子記録債権の差押えの手續及び効力発生時期)

第六十二条の三 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をしている電子記録機関(電子記録債権法第二十一条(定義)に規定する電子記録債権記録機関をいう。以下この条において同じ。))に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、電子記録機関に対し電子記録債権に係る電子記録を、滞納者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁止しなければならぬ。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が電子記録機関に送達された時に生ずる。ただし、第三債務者に対する同項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(日本銀行法の一部改正)

第七条 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「規定する手形又は

債券」を「規定する手形、債券又は電子記録債権(電子記録債権法平成十九年法律第 号)」

第二十一条に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。に、「係る手形又は債券を「係る手形、債券又は電子記録債権」に改める。

第三十三条第一項第二号中「有価証券の下に「又は電子記録債権」を加え、同項第三号中「又は国債その他の債券」を「国債その他の債券又は電子記録債権」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二百条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二十一条に規定する電子記録債権をいう。第二百二条において同じ。)

第二百二条中「であつて金銭の支払を目的とするもの」を「(金銭の支払を目的とするものに限る。又は電子記録債権に、「と」を「と」総称するに改める。

(株式会社等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 株式会社等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八十一条のうち、国税徴収法第六十二条第一項の改正規定中「(社債等の振替に関する

法律」を「(社債等の振替に関する法律)に、「を除く。以下この条において同じ。))」を削る」を「及び」を削り、「(以下)を「(次条において)」に改める」に改め、同法第六十二条の二を削る改正規定中「削る」を「削り、第六十二条の三を第六十二条の二とする」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二十一条に規定する電子記録債権記録機関

第二十条第一項第九号中「及び第三十一号」を「から第三十一号の二まで」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第十一条 金融庁設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 電子記録債権の電子記録に関すること。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、電子記録債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子記録債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子記録債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電子記録債権法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電子記録債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子記録債権の発生、譲渡、消滅等に関する私法上の規律の整備

(一) 電子記録債権の発生及び譲渡については、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、電子記録債権記録機関が当事者の請求を受けて電子記録をすることを効力発生の要件とし、電子記録債権の内容が当該記録原簿上の記録によつて定まること。

(二) 電子記録債権の譲渡に善意取得及び人的抗弁の切斷の効力を認めること。

(三) 記録原簿上の債権者に対して支払をした

者に支払免責を認めるほか、支払の事実について電子記録がされないまま債権が再度流通する事態を防止する仕組みを設けること。

四 手形保証類似の独立性を有する電子記録保証の制度及び電子記録債権を目的とする質権の制度を設け、これらについても記録原簿への電子記録をその効力要件とするほか、記録事項の変更、電子債権記録業務に関する電子債権記録機関の責任、記録事項等の開示等についての規定を整備すること。

2 電子債権記録機関に対する監督等

(一) 主務大臣が申請を受け、財産的基盤及び適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定すること。

(二) 電子債権記録機関の兼業を禁止すること。

(三) 電子債権記録機関に対する報告徴求、立入検査及び業務改善命令並びに電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令等、所要の検査・監督規定を整備すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事

項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するものであり、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十九年六月十五日

財務金融委員長 伊藤 達也

衆議院議長 河野 洋平殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一一〇円	一一五円